

★民法（相続関係）改正の動向

相続・贈与の概念の基本となる民法について7月12日に法務省民事局から「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集（パブリックコメント）が公表されました。平成27年2月の法務大臣諮問の後、13回にわたる部会による調査審議を経て中間試案が作成されています。パブリックコメントは9月30日で締め切れ、10月以降部会において調査審議が再開され民法改正の方向性がまとめられます。

相続対策の基礎となる民法改正の議論内容について今回ご案内します。

（長掛栄一）

◎パブリックコメントで意見募集されている改正案の内容

項目	内容
配偶者の居住権を保護するための方策	1. 短期居住権の新設 配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割（協議、調停又は審判）が終了するまでの間、無償でその建物（以下「居住建物」という）を使用することができるようにする。 2. 長期居住権の新設 配偶者が、居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺言や遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることができるようにする。
遺産分割に関する見直し	1. 配偶者の相続分の見直し 現行の法定相続分は配偶者の貢献の反映が不十分との批判あり。 （見直しの方向性の2つの考え） 甲案 被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やすという考え方。 乙案 婚姻成立後、一定期間（例えば20年、30年）が経過した場合に、一定の要件（例えば当該夫婦の届出）のもとで、又は当然に法定相続分を増やすという考え方。 2. 可分債権（預貯金債権等）の遺産分割における取扱いの見直し
遺言制度に関する見直し	1. 自筆証書遺言の方式緩和 財産の特定に関する事項については、自書でなくてもよいものとする。 2. 自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言保管機関を設ける）
遺留分制度に関する見直し	遺留分権利者の権利行使によって、遺贈又は贈与の目的物について当然に共有状態（物権的効果）を生ずることとされている現行の規律を改め、遺留分権利者の権利行使により、原則として金銭債権が発生することとする。
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求ができるようにする。

今回の改正試案では、高齢化社会の進展、家族関係の多様化を背景に配偶者の権利の強化が多く盛り込まれています。また、遺言・遺留分に関する項目も含まれており、相続対策の検討にも影響を及ぼす内容となっています。

今回の内容は中間試案で確定した内容ではありませんが、今後の動向には注目する必要があります。